

（シリーズ8）市町村合併を考える

このたび、都留市、西桂町、秋山村、道志村を対象とする市町村合併協議会の設置を求める住民発議が、本市をはじめ関係する1町、2村において、それぞれの住民によっておこなわれました。今後、関係する市町村ごとに、議会に合併協議会の設置について付議され、すべての議会で議決されますと合併協議会が設置されることとなります。今回は、この合併協議会の役割と合併の対象となっている関係町村について紹介します。



住民発議とは？

「合併協議会」の設置を住民主導で求めるのが「住民発議」制度です。平成7年に創設され、平成11年にさらに改正された制度で、有権者はその50分の1以上の署名をもって住民直接請求すれば、すべての関係市町村の長は、合併協議会の設置について、議会に意見を付して付議することになります。

これは、従来市町村合併制度では、合併に至るまでの主導権を関係市町村の長や議会がもっていたため、関係市町村の意向に沿って進められ、市町村の長や議会が合併に対して消極的な場合には、住民が積極的であっても、具体的に検討する場が設けられないなど、住民の意向が十分に反映されないなどの経緯の中で、設けられました。

合併協議会とは？

合併協議会とは、合併を行うこと自体の是非も含め、新市建設計画の作成や諸条件など市町村の合併に関する協議を行うための組織で、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）と地方自治法の規定に基づき設置される法定の協議会です。

合併協議会の設置に当たっては、関係市町村の議決を経る必要があります。委員は、関係市町村の長・職員、議会の議員、学識経験者から選任され、合併協議会で協議・検討された内容は、「合併協議会だより」などを通じてその都度市民の皆さんに公表されます。

最終的にはこの協議会での審議、調整結果を基に、各市町村の議会で合併の是非を判断します。

※スケジュールについては次ページのフローチャートを参考にしてください。

合併協議会で協議・検討される内容とは？

合併に係る協議	基本的な事項	合併の是非、合併の方式、合併の時期、新市町村の名称など
	住民サービス関連	地方税、国民健康保険税、使用料・手数料、補助金、財産など
	人事・組織関連	職員の身分、条例・規則、議員の定数・任期など
	その他	消防団、公共的団体、一部事務組合の取扱いなど
市町村建設計画の作成		基本方針、新市の施策、公共施設の統合、税財政計画など

問合先 政策形成課